

太田まちづくり市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田まちづくり市民会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、太田市まちづくり基本条例（平成17年太田市条例第318号）の規定に基づき市民参画と協働のまちづくりを進め、広く市民の声を反映させた市政運営を図るため、太田まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 市民会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 太田市まちづくり基本条例の見直しの検討に関する事。
- (2) 本市のまちづくりに対する提案及び取組に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

2 市民会議は、前項の協議の結果を市長に提案するものとする。

(組織)

第4条 市民会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民自治組織又は社会貢献活動を行う団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は次に掲げる区分に応じて開催するものとし、原則として平日の夜間とする。

- (1) 定例会は、原則として月1回とする。
- (2) その他必要に応じて随時開催する。

(提案の検討及び結果の報告)

第8条 市長は、第3条第2項の規定により市民会議からの提案を受けたときは、これに

ついて検討し、その結果を市民会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。